

岩手県告示第 126 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 2 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 重茂半島線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 下閉伊郡山田町大沢第 1 地割 44 番 10 地先から第 2 地割 40 番 1 地先まで
 - イ 下閉伊郡山田町大沢第 12 地割 41 番 4 地先から 41 番地先まで
 - ウ 宮古市大字重茂第 21 地割 37 番 1 地先内
 - エ 宮古市大字重茂第 21 地割 3 番 4 地先から 4 番 5 地先まで
 - オ 宮古市大字重茂第 18 地割字石浜川向 11 番 1 地先内
 - カ 宮古市大字重茂第 16 地割字石浜 37 番 3 地先から 34 番 1 地先まで
 - キ 宮古市大字重茂第 11 地割 125 番 1 地先から 88 番 2 地先まで
 - ク 宮古市大字重茂第 10 地割 38 番 2 地先内
 - ケ 宮古市白浜月山国有林 2 林班い 1 小班地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 2 月 10 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 2 月 10 日から同年 3 月 10 日まで
- 2 (1) 路線名 侍浜夏井線
 - (2) 供用開始の区間 久慈市侍浜町第 11 地割 65 番 4 地先から 86 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 2 月 10 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 久慈地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 2 月 10 日から同年 3 月 10 日まで